

手数料表

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|---|---|
| 求人受理時の事務費用 | 0円 手数料負担者は求人者とします。 |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 | 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就職後1年間就業した場合に想定される年間総賃金の100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就職後1年間就業した場合に想定される年間総賃金の100% 手数料負担者は求人者とします。 |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就職後1年間就業した場合に想定される年間総賃金の100% 手数料負担者は求人者とします。 |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合 | 関係雇用主から再就職支援の依頼を受理した場合において 対象者1名あたり 1,500,000円 または 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就職後1年間就業した場合に想定される年間総賃金の30% 手数料負担者は関係雇用主とします。 |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 【調査・探索等のサービス】 | 着手金 100,000円 活動1日当たり 50,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就職後1年間就業した場合に想定される年間総賃金の30% 手数料負担者は求人者とします。 |

※上記手数料は消費税が含まれておりません。

※上記によれば、契約期間を2日間（うち就業日数2日）、1日あたりの賃金を1万円とする労働契約については、計算基礎となる年間総賃金は365万円となります。ただし、個別の職業紹介に関する実際の手数は契約書によるものとします。

※関係雇用主とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者とします。

許可番号 13-ユ-315141

事業所の名称 パーソルクロステクノロジー株式会社 新宿本社、大宮オフィス、浜松オフィス、栄オフィス、豊田オフィス、京滋オフィス、仙台オフィス、広島オフィス、水戸オフィス

届出制手数料に係る手数料表

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|---|---|
| 求人を受け付ける時の事務費用 | 0円 |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス | <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 100%</p> <p>（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 100%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p> |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言 | <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 100%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p> |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 | <p>着手金 300,000円</p> <p>活動1日当たり 30,000円</p> <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 100%</p> <p>（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 100%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言</p> | <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 100% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 100% 手数料負担者は関係雇用主とします。</p> |
|------------------------------------|---|

※上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-315141

事業所の名称 パーソルクロステクノロジー株式会社 宇都宮オフィス、名古屋オフィス、横浜オフィス、大阪オフィス、福岡オフィス